情報セキュリティに関する規程

平成16年２月27日
本部訓令第２号

（目的）

第１条　この訓令は、情報システム及び情報取扱機器（以下「情報システム等」という。）並びにこれらにおいて取り扱われる情報を適正に管理するための基本的事項を定めることにより、情報システム等に係る情報セキュリティを維持することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　情報セキュリティ　情報の機密性（情報を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用することができることをいう。）、情報の完全性（情報の処理及び伝送が正確であることをいう。）及び情報の可用性（必要な時に情報を利用することができることをいう。）が確保されていることをいう。

（２）　情報システム　電子計算機（大型電子計算機及びサーバをいう。以下同じ。）、端末装置（電子計算機にデータを入力し、又は出力するための装置をいう。以下同じ。）、情報を伝送するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムからなるもので、情報の管理を行うために大阪府警察に設置するものをいう。

（３）　情報取扱機器　情報システムを構成する機器以外の機器で、情報の管理を行うために大阪府警察に設置するものをいう。

（４）　アクセス　端末装置を操作して、情報システムにデータを入力し、又は情報システムからデータを出力することをいう。

（５）　アクセス権　アクセスを行う権限をいう。

（６）　ドキュメント　情報システム等に関する次に掲げるものをいう。

ア　システムドキュメント

(ア)　システム仕様書（システムを開発するための手順及び開発する内容の記録をいう。）

(イ)　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

(ウ)　プログラム仕様書（情報の処理の手順に関する記録をいう。）

(エ)　プログラムリスト（情報の処理の手順を情報システムを構成する機器又は情報取扱機器に記憶させるために専用の言語により作成したものを記述したものをいう。）

(オ)　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

イ　取扱説明書（業務を行う上で必要な機器の操作の方法を説明した記録をいう。以下同じ。）

（７）　電磁的記録媒体　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機等（電子計算機、端末装置及びパーソナルコンピュータをいう。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体（画像、映像、音声等を記録するための専用の機器に係るもの（以下「画像等専用電磁的記録媒体」という。）を除く。）をいう。

（情報セキュリティ管理者）

第３条　大阪府警察に情報セキュリティ管理者を置く。

２　情報セキュリティ管理者は、総務部長をもって充てる。

３　情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティの維持に関する事務を統括するものとする。

（情報セキュリティ副管理者）

第４条　大阪府警察に情報セキュリティ副管理者を置く。

２　情報セキュリティ副管理者は、情報管理課長をもって充てる。

３　情報セキュリティ副管理者は、情報セキュリティ管理者を補佐し、情報セキュリティの維持に関する事務を掌理するものとする。

（システムセキュリティ管理者）

第５条　大阪府警察が設置する情報システムを管理する所属にシステムセキュリティ管理者を置く。

２　システムセキュリティ管理者は、所属長をもって充てる。

３　システムセキュリティ管理者は、その管理する情報システムに係る情報セキュリティを維持する

ために必要な事務を行うものとする。
（システムセキュリティ管理担当者）
第６条　大阪府警察が設置する情報システムを管理する所属に、情報システムごとにシステムセキュリティ管理担当者を置く。
２　システムセキュリティ管理担当者は､システムセキュリティ管理者が指名する者をもって充てる。
３　システムセキュリティ管理担当者は、システムセキュリティ管理者を補佐し、その担当する情報システムに係る情報セキュリティを維持するために必要な事務を処理するものとする。
（情報セキュリティ責任者）
第７条　所属に情報セキュリティ責任者を置く。
２　情報セキュリティ責任者は、所属長をもって充てる。
３　情報セキュリティ責任者は、所属における情報セキュリティを維持するために必要な事務を掌理するものとする。
（情報セキュリティ副責任者）
第８条　所属に情報セキュリティ副責任者を置く。
２　情報セキュリティ副責任者は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　警察本部の所属　次長又は副隊長
（２）　警察学校　副校長
（３）　方面本部　副方面本部長
（４）　組織犯罪対策本部　副本部長
（５）　警察署　副署長又は次長
３　情報セキュリティ副責任者は、情報セキュリティ責任者を補佐し、所属における情報セキュリティを維持するために必要な事務の適正を図るものとする。
（情報セキュリティ担当者）
第９条　所属に情報セキュリティ担当者を置く。
２　情報セキュリティ担当者は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　警察本部の所属（部の附置機関を除く。）、科学捜査研究所及び航空隊　各所属長補佐（総務担当の所属長補佐を次長又は副隊長が兼ねているときは、庶務に関する事務を担当する係長）
（２）　部の附置機関（科学捜査研究所及び航空隊を除く。）　各中隊長、各隊付及び庶務に関する事務を担当する係長
（３）　警察学校　各科長及び各主任教官
（４）　方面本部　管理官（総務・警務担当）
（５）　組織犯罪対策本部　各組織犯罪対策本部長補佐
（６）　警察署　各課長（会計課長を副署長又は次長が兼ねているときは、会計係長）、防犯コーナー室長、泉州警備派出所長、空港警備派出所長、直轄警察隊長（直轄警察隊長が巡査部長の階級にある警察官であるときは、副署長又は次長）、キタ特別警察隊長及びミナミ特別警察隊長
３　情報セキュリティ責任者は、特に必要があると認める場合は、前項各号に掲げる者のほかに、係長（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから若干人を情報セキュリティ担当者として指名することができる。
４　情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ責任者の指揮を受け、所属における情報セキュリティを維持するため、必要な点検、是正等を行うとともに、電磁的記録媒体を適正に管理するものとする。
（情報セキュリティ担当補助者）
第10条　所属に情報セキュリティ担当補助者を置く。
２　情報セキュリティ担当補助者は、情報セキュリティ責任者が指名する者をもって充てる。
３　情報セキュリティ担当補助者は、情報セキュリティ担当者の指揮を受け、情報セキュリティ担当者の事務を補助するものとする。
（情報セキュリティ委員会）
第11条　情報セキュリティの維持に関する事項を検討するため、大阪府警察に情報セキュリティ委員会を置く。
２　情報セキュリティ委員会の任務、構成及び運営については、別に定める。

（情報の分類及び管理の基準）
第11条の２　情報システムにおいて取り扱われる情報を主管する警察本部の所属の長は、当該情報について、システムセキュリティ管理者と協議の上、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類しなければならない。
２　システムセキュリティ管理者は、前項の規定により分類した情報について、当該分類に応じた基準に従い適正に管理しなければならない。
３　情報の分類及び管理の基準については、別に定める。
（セキュリティ区域及び管理対策）
第11条の３　情報セキュリティ管理者は、本部本庁舎内の区域を情報セキュリティを維持するために必要な対策（以下「管理対策」という。）の区分に応じて、分類するものとする。
２　情報セキュリティ責任者は、前項の規定により分類された区域（以下「セキュリティ区域」という。）について、当該区域ごとに定められた管理対策に従い、適正に管理しなければならない。
３　セキュリティ区域及び管理対策については、別に定める。
（職員の責務）
第12条　職員は、次に掲げる事項を遵守し、情報セキュリティを維持しなければならない。
（１）　情報システム等を使用して情報を取り扱う場合は、大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程（平成２年大阪府警察本部訓令第29号）に定めるところによること。
（２）　情報システムを構成する機器及び情報取扱機器（以下「情報システム等機器」という。）並びにドキュメントは、適正に管理し、これらの紛失、毀損等を防止すること。
（３）　パスワードは、他人に知られることのないよう適正に取り扱うこと。ただし、あらかじめ複数の者が共用することを情報セキュリティ管理者が認めたものについては、この限りでない。
（４）　自己のアクセス権を使用して他人にアクセスをさせ、又は他人のアクセス権を使用してアクセスをしないこと。
（５）　情報システム等機器の使用に際しては、取扱説明書に従うこと。
（６）　情報システム等機器（外部との接続を前提として設置された機器を除く。）に関して、次に掲げる行為をしないこと。
ア　インターネット回線その他の庁舎外に設置された機器と通信するための回線との接続
イ　無線により他の機器と通信するための機器との接続
（７）　前号に掲げるもののほか、大阪府警察が設置する情報システム等機器の改造若しくは増設又はソフトウェアの登録若しくは削除（以下「機器増設等」という。）をしないこと。ただし、情報システムを構成する機器についてはシステムセキュリティ管理者が認める場合、情報取扱機器については公費により購入した機器の増設又はソフトウェアの登録（庁舎外に設置された機器との通信を目的とした機器の増設又はソフトウェアの登録を除く。）である場合は、この限りでない。
（８）　情報システム等へのコンピュータウイルス等不正プログラムの感染を防止すること。
（９）　私有の電磁的記録媒体の職務上の使用及び執務室内への持ち込みをしないこと。ただし、大阪府警察以外の機関（以下「他機関」という。）等から提供又は提出を受けた電磁的記録媒体（画像等専用電磁的記録媒体を含む。）及び大阪府警察が保有する画像等専用電磁的記録媒体（以下「提供記録媒体等」という。）については、警察法（昭和29年法律第162号）その他の法令に定めるそれぞれの事務を遂行するために必要な場合に限り、情報システム等機器による閲覧又は視聴（以下「閲覧等」という。）をすることができる。
（10）　情報システム等機器における情報の記録については、大阪府警察が保有する電磁的記録媒体を使用するものとし、記録に当たっては、原則として暗号化をしなければならない。
（11）　情報システム等機器（庁舎外で使用することを前提に配置されているものを除く。）を庁舎外に持ち出さないこと。ただし、別に定める場合は、この限りでない。
（12）　大阪府警察に設置する情報システム等機器（大阪府警察が一時的に保管管理するパーソナルコンピュータ等を含む。）以外のパーソナルコンピュータ等の職務上の使用及び執務室内への持ち込みをしないこと。
（13）　庁舎外に設置されている電子計算機等（情報セキュリティ管理者が警察の庁舎外で運用することを認めたものを除く。）に情報を記録しないこと。

（情報システムの設置等）

第13条　システムセキュリティ管理者は、その管理する情報システムに関し、次に掲げるところにより情報セキュリティを維持しなければならない。

（１）　電子計算機、端末装置及び情報を伝送するための機器について、許可のない者が容易に操作することができないよう必要な措置を講ずること。

（２）　電子計算機及び端末装置について、物理的に持ち出しが困難である場合及び施錠設備のある保管庫等で保管されている場合を除き、原則として盗難防止のためにワイヤー錠を取り付けること。

（３）　災害等による機器の障害を防止するための措置を講ずるとともに、障害が発生した場合の対応の手順を定めること。

（４）　電子計算機は、情報システム機械室（専ら情報システムを構成する機器を設置する場所をいう。以下同じ。）に設置すること。

（５）　停電その他の電源の障害、電気通信回線の障害等により、情報システムを使用して行う業務に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。

（６）　情報システム（大阪府警察が設置するものに限る。）を設置後、新たに機器増設等（機器の改造及びソフトウェアの削除を除く。以下この号において同じ。）を行う場合は、次によること。

ア　機器増設等を要望する情報セキュリティ責任者は、機器増設等申請・中止等届出書（別記様式第１号）によりシステムセキュリティ管理者に申請すること。ただし、映像を投射する表示装置その他システムセキュリティ管理者が指定するものの増設を行う場合は、この限りでない。

イ　システムセキュリティ管理者は、アによる申請を受けたときは、当該申請について検証し、適正と認めたときは、機器増設等承認書（別記様式第１号の２）により当該申請を行った情報セキュリティ責任者にその旨を通知した上、機器増設等の作業を行うこと。

ウ　情報セキュリティ責任者は、機器増設等を中止し、又は削除するときは、機器増設等申請・中止等届出書により、システムセキュリティ管理者に速やかに届け出ること。

２　所属長は、情報システムを設置しようとするときは、その情報セキュリティを維持するために講ずる前項各号（第６号を除く。）に掲げる措置の内容について、情報セキュリティ管理者の確認を受けなければならない。

（情報システムに係る業務の外部委託）

第13条の２　システムセキュリティ管理者は、情報システムを使用して行う業務又は情報システムに係るシステムの開発、維持管理等の業務を外部に委託するときは、次によるものとする。

（１）　委託の相手方が遵守すべきものとして情報セキュリティ管理者が別に定める事項を条件として、当該委託に係る契約を締結すること。

（２）　委託の相手方にアクセス権を貸与する場合は、業務上必要な範囲に限定するとともに、当該者による個人情報照会に関する記録を随時確認すること。

（３）　委託の相手方が個人情報入出力資料（大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程第９条第２号に規定する個人情報入出力資料をいう。）を廃棄するときは、職員を立ち会わせること。

（情報システム等機器の管理等）

第13条の３　情報システム等機器の管理及び点検については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める様式により適正に行わなければならない。

（１）　情報システム等機器の管理　機器管理簿（別記様式第２号）

（２）　情報システム等機器の点検及び当該情報システム等機器に係る証跡（暗号化に係る電磁的記録媒体の使用履歴をいう。）の検証　機器等点検結果記録簿（別記様式第３号）

２　情報システム等機器を職務上やむを得ず庁舎外に持ち出して使用する場合は、次によるものとする。

（１）　職員は、情報システム等機器を持ち出して使用しようとするときは、持出し期間を明らかにし、機器等持出し申請・出納簿（別記様式第４号）により情報セキュリティの維持のために必要な措置が講じられた機器にあっては情報セキュリティ担当者の、その他の機器にあっては情報セキュリティ責任者の承認を受けること。

（２）　情報システム等機器の持出し先が他所属であって長期にわたる場合は、別に定めるところにより管理するものとする。

（３） 職員は、情報システム等機器の持ち出しを終了したときは、第１号の規定により持ち出しの承認を行った者の確認を受けること。
（４） 情報セキュリティ担当者は、情報システム等機器の持ち出しの状況について、毎月１回以上機器等持出し申請・出納簿により情報セキュリティ責任者に報告すること。
３　情報セキュリティ責任者は、別の定めがある場合を除き、情報システム等機器を他の所属に貸し出さないものとする。
（情報取扱機器の設置）
第13条の４　所属長は、情報取扱機器を設置しようとするときは、その情報セキュリティを維持するために、第13条第１項各号（第６号を除く。）に掲げる措置に準じた措置を講ずることとし、その措置の内容について情報セキュリティ管理者の確認を受けなければならない。
（アクセスの管理）
第14条　情報セキュリティ管理者は、次に掲げるところによりアクセスを適正に管理しなければならない。
（１） 大阪府警察が設置する情報システムについて、情報システムごとにアクセス権の付与の対象となる者及び当該者のアクセスの範囲を定めること。
（２） 職員に対しアクセス権を付与すること。
（３） アクセスの状況を記録し、定期的に分析すること。
（４） アクセスの際に、アクセス権が付与された者を認証情報（パスワードその他の現に情報システムを使用している者を示すための情報をいう。）により識別すること。
２　アクセス権の付与の手続に関し必要な事項は、別に定める。
（電磁的記録媒体の管理）
第15条　電磁的記録媒体（別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるところにより適正に管理しなければならない。
（１） 電磁的記録媒体を使用しようとする場合
ア　情報セキュリティ責任者は、所属において使用する電磁的記録媒体の交付を受ける必要があると認めるときは、情報セキュリティ副管理者に請求すること。
イ　情報セキュリティ責任者は、交付を受けた電磁的記録媒体のうちから、必要な数の電磁的記録媒体を情報セキュリティ担当者に配分すること。この場合において、情報セキュリティ副責任者は、電磁的記録媒体管理台帳（別記様式第５号）により電磁的記録媒体の配分の状況を管理すること。
ウ　情報セキュリティ担当者は、配分を受けた電磁的記録媒体を職員に使用させ、電磁的記録媒体管理簿（別記様式第６号。以下「管理簿」という。）により当該電磁的記録媒体を管理すること。
（２） 電磁的記録媒体を使用している場合
ア　職員は、電磁的記録媒体を使用するときは、紛失、盗難、毀損等を防止すること。
イ　情報セキュリティ担当者は、職員が電磁的記録媒体を使用しないときは、電磁的記録媒体を施錠設備のある保管庫等に保管すること。
ウ　情報セキュリティ担当者は、電磁的記録媒体の保管庫等からの出納状況について、機器等持出し申請・出納簿により管理すること。
エ　情報セキュリティ担当者は、その保管する管理簿により電磁的記録媒体を毎月１回以上点検し、その結果を機器等点検結果記録簿に記載すること。
（３） 電磁的記録媒体を使用しなくなった場合
ア　情報セキュリティ担当者は、電磁的記録媒体を使用する必要がなくなったときは、当該電磁的記録媒体を情報セキュリティ責任者に返納すること。
イ　情報セキュリティ責任者は、電磁的記録媒体の返納を受けた場合、電磁的記録媒体を他機関若しくは他の所属に提供した場合又は自所属で捜査資料として保管する場合は、電磁的記録媒体使用終了通報書（別記様式第７号）により情報セキュリティ副管理者に通報すること。この場合において、電磁的記録媒体の返納を受けたときは、当該電磁的記録媒体を併せて返却すること。
ウ　情報セキュリティ副管理者は、返却を受けた電磁的記録媒体に記録されている情報を廃棄す

る必要があると認めるときは、当該情報を復元することができないよう当該電磁的記録媒体を確実に処分すること。

2　第13条の３第２項の規定は、電磁的記録媒体を別の定めにより持ち出す場合その他職務上の必要により庁舎外に持ち出す場合について準用する。

（提供記録媒体等の管理等）

第15条の２　情報セキュリティ責任者は、情報システム等機器で取り扱う提供記録媒体等については、別に定めがある場合を除き、情報セキュリティを維持するため、提供記録媒体等保管状況管理台帳（別記様式第８号）により、その保管状況を管理しなければならない。

（例外措置）

第16条　情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者が警察法その他の法令に定めるそれぞれの事務を遂行するに当たり、この訓令の規定によることができない特別な理由があると認めるときは、１年を限度に必要と認める期間に限り、例外的な措置を講ずることを認めることができる。この場合において、当該措置が情報システムに係るものであるときは、情報セキュリティ管理者は、システムセキュリティ管理者の意見を求めるものとする。

2　前項の措置を必要とする情報セキュリティ責任者は、例外措置承認申請書（別記様式第９号）により情報セキュリティ管理者（情報管理課）に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、情報セキュリティ管理者は、同項の措置を講ずるべき特別な理由があると認めるときは、例外措置承認書（別記様式第10号）により同項の措置を講ずることを承認するものとする。

3　前項の承認を受けた情報セキュリティ責任者は、申請の内容に変更が生じた場合は、改めて申請を行わなければならない。

4　情報セキュリティ責任者は、承認の期間が終了したとき又は措置をする必要がなくなったときは、情報セキュリティ管理者（情報管理課）にその旨を報告しなければならない。

（事案発生時の対応）

第17条　職員は、情報システムの端末装置の使用に当たり当該情報システムに係る情報セキュリティを侵害する事案が発生していると認めるときは、速やかに自己の使用する端末装置を情報システムから切り離さなければならない。

2　所属長は、情報セキュリティを侵害する事案の発生を認知したときは、大阪府警察処務規程（昭和30年大阪府警察本部訓令第31号）第22条の規定により、総務部長に即報しなければならない。

3　システムセキュリティ管理者は、情報システムに係る情報セキュリティを侵害する事案が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合で、被害を防止するため必要があると認めるときは、当該情報システムの運用を停止するものとする。

4　情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを侵害する事案が発生した場合において必要があると認めるときは、情報セキュリティ副管理者を警察庁との間の連絡担当者に指名し、必要な連絡調整を行わせるものとする。

（情報セキュリティに関する監査）

第18条　情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティに関して監査を実施するものとする。

2　前項の監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（情報セキュリティに関する教養）

第19条　情報セキュリティ管理者は、職員に対して情報セキュリティを維持するために必要な事項を理解させるとともに、これを確実に実施させるため、教養を行わなければならない。

附　則

この訓令は、平成16年３月１日から施行する。

附　則（平成18年６月16日本部訓令第24号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成18年６月16日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令の施行の際現に改正前の大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程（平成２年大阪府警察本部訓令第29号）第９条第２号及び第３号の規定により作成した電磁的記録媒体管理台帳及び電磁的記録媒体管理簿は、この訓令の規定により作成した電磁的記録媒体管理台帳及び電磁的記録媒体管理簿とみなす。